

「牛乳食育研究会」運営規程

平成 24 年 10 月 8 日(施行)
平成 27 年 4 月 1 日(改正)
平成 30 年 8 月 23 日(改正)
2024 年 8 月 19 日(改正)

牛乳食育研究会(以下、「本組織」という。)の運営に当たっては、一般社団法人 J ミルク(以下、「J ミルク」という。)が定める「乳の学術連合設置規程」(以下、「設置規程」という。)によるもののほか、この規程の定めによるものとする。

総 則

(名 称)

第1条 本組織を「牛乳食育研究会」(以下、「本組織」という。)

(目 的)

第2条 本組織は、乳の特徴を活用した食と教育の研究活動を通して、豊かな食体験及び総合的な食知識の習得、食に対する健全な態度の育成及び適切な食選択能力の向上などの教育的な取り組みをもって、生活者が生涯を通じて心豊かで健康的な生活を実現することに貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本組織は、第2条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

1. 「食と教育」に係る国内外の研究や実践に関する情報の収集・評価
2. 「食と教育」に係る新たな知見の研究・調査・開発
3. 「食と教育」に係る情報提供・啓発・教育
4. 活動成果等の発表及び交流の場の開催
5. その他、目的の達成に必要な活動

会 員

(会 員)

第4条 本組織の会員は、本組織の設立趣旨及び目的に賛同し、活動の実践に関心を持ち入会した個人とする。

(入 会)

第5条 本組織に新たに会員になろうとする者は、第4条に掲げる会員2名の推薦を受け、別に定める入会員申請書(様式1及び2)を提出する。

(退 会)

第6条 本組織より退会するものは、別途定める退会届(様式3)を提出する。

幹事会

(幹事会)

第7条 本組織に、設置規程第 14 条に基づき、幹事会を置く。

(幹事会の職務)

第8条 幹事会はその都度、代表幹事が招集し、乳の学術連合運営委員会の決定等に基づき、本組織の活動及び運営に関して、以下の実務を遂行するものとする。

- 1)各年度の活動計画の策定
 - 2)各年度の活動実績の検証および報告
 - 3)第 3 条に掲げる活動を実践する会員等への助言、指導及び評価
 - 4)会員の資格審査
 - 5)そのほか本組織の運営に関する一切の事項
- 2 幹事会の議長は、本組織の代表幹事とその任に当たる。
- 3 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席を持って成立し、議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(幹事及び役員)

第9条 幹事会は幹事を持って構成するものとする。

- 2 幹事の定数は 15 名以内とする。
- 3 幹事は、会員の中から自他薦の上、幹事会の承認により選出する。
- 4 設置規程第 17 条により、幹事会に次の役員を置く。
 - 1)代表幹事 1 名
 - 2)副代表幹事 2 名以内
 - 3)事務局長 1 名

(役員選出)

第 10 条 役員のうち、代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選により選出する。

2 事務局長は、幹事会の承認を経て、J ミルクの役職員から指名する。

(役員の仕事)

第 11 条 代表幹事は、本組織を代表しその活動を総括する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事不在の場合はその仕事を代行する。事務局長は、本組織の仕事を総括する。

(任 期)

第 12 条 各役員の任期は原則2カ年とし、再任は妨げない。

専門委員会

(専門委員会)

第13条 本組織は、その活動を円滑かつ効率的に推進するため、幹事会の承認を得て、必要に応じて次の委員、研究会等を置くことができる。

- 1) 学術情報収集委員会
- 2) 上記の委員会の他、必要な委員、研究会

事業運営

(共同事業)

第14条 本組織の事業は、一般社団法人Jミルクとの共同事業で運営する。

事務局

(事務局)

第15条 本組織の事務局を、Jミルク内に置く。

事業年度

(事業年度)

第16条 本組織の活動年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。但し、設立の年度は平成24年4月8日から平成25年3月31日とする。

第8章 規程改正

(規程改正)

第17条 本組織の規程の改正は、幹事会出席者の過半数の承認を要する。

この規約は、平成24年10月8日から施行する。
本研究会の設立時点の会員は、14名とする。

附 則 (改正)本規約は平成27年4月1日から施行する。
(改正)本規約は平成30年8月23日から施行する。
(改正)本規程は2024年8月19日から施行する。